

資料編

市の指定する避難所

・発災後に、自宅に戻れない人が一時的に生活する場所です。

[R7/4/1現在]

地区	No.	施設名	所在地	電話	津波	洪水	高潮
新川	1	新川小学校体育館	新川町 2-1	41-0998	○	○	○
	2	新川中学校体育館	新川町 1-1	41-0997	○	○	○
	3	新川公民館	新川町 2-1-1	41-2103	○	○	○
	4	勤労者体育センター	新川町 2-1-1	41-2103	○	○	○
	5	羽久手保育園	鶴見町 6-17	41-1475	○	○	○
	6	碧南工科高等学校体育館	丸山町 3-10	42-2500	○	×	×
	7	新川保育園	金山町 1-27-4	41-1476	○	×	×
中央	8	中央小学校体育館	向陽町 3-19	42-8700	○	○	○
	9	中央中学校体育館	植出町 5-2	42-3223	○	○	○
	10	保健センター	天王町 1-70	48-3751	○	○	○
	11	碧南市文化会館	源氏神明町 4	42-3511	○	○	○
	12	天道保育園	末広町 2-32	41-0077	○	○	○
	13	中部公民館	向陽町 3-48	42-8266	○	○	○
	14	碧南高等学校体育館	向陽町 4-12	—	○	○	○
大浜	15	大浜小学校体育館	浜田町 1-1	41-0990	○	×	×
	16	大浜公民館	中町 1-53	42-1182	○	○	○
棚尾	17	棚尾小学校体育館	春日町 1-5	41-0993	○	×	×
	18	南中学校体育館	春日町 1-1	41-0991	○	×	×
	19	碧南市臨海体育館	浜町 2-3	48-5311	○	×	×
日進	20	東部市民プラザ	照光町 5-3	46-1188	○	×	×
	21	防災の家	鴻島町 6-67	42-8566	○	×	×
鷺塚	22	鷺塚小学校体育館	旭町 2-30	41-0996	○	○	○
	23	東中学校体育館	天神町 3-88	41-0994	○	○	○
	24	鷺塚公民館	旭町 2-66	48-5412	○	○	○
	25	荒子保育園	笹山町 3-29	42-0138	○	×	×
西端	26	西端小学校体育館	上町 3-1	48-1542	○	○	○
	27	西端中学校体育館・柔剣道場	神田町 3-10	48-0981	○	×	×
	28	西端区事務所	半崎町 3-60	—	○	×	×
	29	農業者コミュニティセンター	神田町 2-6	42-5888	○	×	×
	30	西端下区民館	油渕町 1-1	—	○	×	×
	31	西端保育園	札木町 3-202	42-2566	○	×	×

※凡例 ○：使用できます △：上層階であれば使用できます ×：浸水するため使用できません

一時退避場所

- ・災害時に、一時的に命を守るために避難する場所です。

[R7/4/1現在]

地区	No.	施設名	所在地	津波	洪水	高潮
新川	1	新川小学校校舎	新川町 2-1	○	○	○
	2	新川小学校グラウンド	新川町 2-1	○	○	○
	3	新川中学校校舎	新川町 1-1	○	○	○
	4	新川中学校グラウンド	新川町 1-1	○	○	○
	5	六軒町公園及びアイシン精機(株)駐車場	六軒町 4-38	○	○	○
	6	明石公園駐車場	松江町 3 丁目	○	○	○
	7	明石公園	松江町 1-1	○	×	×
	8	稲荷社境内	松江町 1-66	○	○	○
	9	神明社境内	相生町 5-74	○	○	○
	10	山神社境内	山神町 7-26	○	○	○
	11	碧南工科高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×
	12	新川町駅西駐車場	浅間町 3-18	○	×	×
	13	秋葉神社境内	金山町 4-6	○	×	×
	14	御鋤社境内	西山町 7-115	○	×	×
	15	住吉神社境内	住吉町 3-40	○	×	×
	16	斎宮社境内	千福町 3-3	○	○	○
	17	踏分公園	踏分町 1-101-1	○	×	×
中央	18	中央小学校校舎	向陽町 3-19	○	○	○
	19	中央小学校グラウンド	向陽町 3-19	○	○	○
	20	中央中学校校舎	植出町 5-2	○	○	○
	21	中央中学校グラウンド	植出町 5-2	○	○	○
	22	碧南市文化会館	源氏神明町 4	○	○	○
	23	市民病院尾城共同住宅	尾城町 5-45-1	○	○	○
	24	市営向山住宅	幸町 6-11	○	○	○
	25	宮後公園	宮後町 3-1	○	×	×
	26	神明社境内	宮後町 2-25	○	○	○
	27	末広公園	末広町 2-23	○	○	○
	28	末広東公園	末広町 3-35	○	○	○
	29	栄公園	栄町 2-60	○	○	○
	30	津島神社境内	天王町 7-26	○	○	○
	31	野田公園	野田町 80	○	○	○
	32	神明社境内	源氏神明町 6	○	×	×
	33	源氏神明公園	源氏神明町 122	○	×	×
大浜	34	大浜小学校校舎	浜田町 1-1	○	△	△
	35	前浜集落センター	前浜町 1-80	△	△	△
	36	特別養護老人ホーム川口結いの家	川口町 1-178-1	△	△	△
	37	中部電力(株)川口寮	川口町 1-179	△	△	△
	38	トヨタ自動車(株)第1～第5衣浦寮敷地	港本町 3-1	○	×	×
	39	トヨタ自動車(株)アリビオ衣浦寮敷地	塩浜町 8-1-1	○	×	×
	40	スペクトル碧南	塩浜町 5-2-1	△	△	△
	41	大浜保育園園庭	本郷町 2-68	○	×	×
	42	荒神社境内	中町 1-62	○	○	○
	43	臨海公園	浜町 2-4	○	×	×

	44	大瀨熊野大神社境内	宮町 5-46	○	×	×
	45	大浜幼稚園	浜田町 1-119	○	△	△
	46	児童養護施設オリーブ	江口町 3-12	△	△	△
	47	衣浦東部浄化センター管理棟	港南町 2-8-15	○	×	×
	48	アイシン辰栄(株)立体駐車場	港南町 2-8-12	○	○	○
棚尾	49	棚尾小学校校舎	春日町 1-5	○	△	△
	50	棚尾小学校グラウンド	春日町 1-5	○	×	×
	51	南中学校校舎	春日町 1-1	○	△	△
	52	南中学校グラウンド	春日町 1-1	○	×	×
	53	棚尾公民館	汐田町 2-28	△	△	△
	54	ものづくりセンター	汐田町 1-1-2	△	△	△
	55	ジール碧南店立体駐車場	栗山町 2-59-1	○	△	△
	56	水族館北駐車場	浜町 2-3	○	×	×
	57	熊野神社境内	大浜上町 1-2	○	○	○
	58	沢渡公園	沢渡町 194	○	×	×
	59	棚尾保育園園庭	汐田町 5-34	○	×	×
	60	八柱神社境内	弥生町 3-140	○	×	×
	61	DCM碧南店 店舗2階駐車場	弥生町 5-46	△	△	△
日進	62	日進小学校校舎	日進町 4-1	△	△	△
	63	(株)中部プラントサービス碧南寮	三宅町 4-72	△	△	△
	64	日鉄ステンレス(株)碧南寮	鴻島町 5-33	○	△	△
	65	流作区民館敷地内	流作町 1-11-1	○	×	×
	66	霞浦公園	霞浦町 2-68-2	○	×	×
鷺塚	67	鷺塚小学校校舎	旭町 2-30	○	○	○
	68	鷺塚小学校グラウンド	旭町 2-30	○	○	○
	69	東中学校校舎	天神町 3-88	○	△	△
	70	東中学校グラウンド	天神町 3-88	○	○	○
	71	市民病院看護師住宅	尾城町 1-17	○	△	△
	72	市営新道住宅	新道町 2-69-1	○	△	△
	73	市営城山住宅	城山町 5-32	○	△	△
	74	市営笹山住宅	笹山町 3-1-1	○	△	△
	75	東町内会館	鷺塚町 5-60	○	×	×
	76	碧南市養護老人ホーム	鷺林町 4-109-1	○	△	△
	77	特別養護老人ホームひまわり	鷺林町 4-109-1	○	△	△
西端	78	西端小学校校舎	上町 3-1	○	○	○
	79	西端小学校グラウンド	上町 3-1	○	×	×
	80	西端中学校校舎	神田町 3-10	○	△	△
	81	市営三度山住宅	三度山町 2-7	○	△	△
	82	トリーハイツ西端	古川町 1-1	○	△	△
	83	農業者コミュニティセンター駐車場	神田町 2-6	○	×	×
	84	西端保育園園庭	札木町 3-202	○	×	×
	85	特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑	油漕町 3-50	○	×	×
	86	油ヶ漕地域運動広場	湖西町 4丁目	○	×	×

※凡例 ○：使用可 △：上層階であれば使用可 ×：浸水するため使用不可

△の建物には浸水の想定があるので、可能であれば○の建物へ避難してください。津波が△の建物は、津波により建物が倒壊等しないことを確認できていません。津波が到達する前に津波が来ない区域への避難が可能であれば、津波が来ない区域へ避難してください。

火災時退避場所

[R7/4/1現在]

- ・火災の延焼が大規模になったときに、多くの人が避難できる場所です。
- ・場所によっては、津波・洪水・高潮時は使用できません。

地区	No.	施設名	所在地	津波	洪水	高潮
新川	1	新川小学校グラウンド	新川町 2-1	○	○	○
	2	新川中学校グラウンド	新川町 1-1	○	○	○
	3	碧南工科高等学校グラウンド	丸山町 3-10	○	×	×
	4	明石公園	松江町 1-1	○	×	×
中央	5	中央小学校グラウンド	向陽町 3-19	○	○	○
	6	中央中学校グラウンド	植出町 5-2	○	○	○
大浜	7	大浜小学校グラウンド	浜田町 1-1	×	×	×
	8	臨海公園	浜町 2-4	○	×	×
	9	伊勢町公園	伊勢町 3-25	×	×	×
棚尾	10	棚尾小学校グラウンド	春日町 1-5	○	×	×
	11	南中学校グラウンド	春日町 1-1	○	×	×
	12	水族館北駐車場	浜町 2-3	○	×	×
	13	若宮公園	若宮町 7-19	×	×	×
日進	14	日進小学校グラウンド	日進町 4-1	×	×	×
鷺塚	15	鷺塚小学校グラウンド	旭町 2-30	○	○	○
	16	東中学校グラウンド	天神町 3-88	○	○	○
西端	17	西端小学校グラウンド	上町 3-1	○	×	×
	18	油ヶ渕遊園地	油渕町 2-72	×	×	×

※凡例 ○：使用可 ×：浸水するため使用不可

土のう集積場所

[R7/4/1現在]

- ・大雨などによる浸水を防ぐために、市内各地に土のうを集積しています。自宅などが浸水するおそれがあるときに、自由に使用できます。
- ・土のうの持ち運びは、利用者自身で行います。

地区	No.	場所	町名	個数
新川	1	羽久手公園駐車場	千福町	150
	2	名鉄三河線 新川鉄橋北	竈田町	100
	3	第1分団会館	鶴見町	100
中央	4	中山ゲートボール場	中後町	200
	5	幸町信号交差点南東	中山町	250
	6	保健センター第2駐車場	天王町	100
大浜	7	市役所駐車場	松本町	150
	8	大浜公民館	中町	100
	9	第2分団会館	浜田町	100
棚尾	10	雨池防災倉庫	雨池町	100
	11	栗山防災倉庫	栗山町	200
	12	棚尾ふれあい館	棚尾本町	100
	13	第3分団会館	棚尾本町	100
旭	14	日進公民館	日進町	200
	15	広藤園南	神有町	100
	16	城山住宅	城山町	100
	17	旭町防災倉庫	旭町	100
	18	第5分団会館	照光町	200
西端	19	宮下住宅	吹上町	300
	20	応仁寺駐車場	湖西町	150
	21	神田町防災倉庫	神田町	200
	22	第6分団会館	三度山町	200
合計				3,300

※土のうを、強い雨が降っているときに運び出すと、その時点で濡れて固まってしまうことがあります。雨が振り出す前に受け取りと設置を済ませることを推奨します。

※土のうは重くて取扱いは大変です。ビニール袋と水で、簡易的に作れる「水のう（すいのう）」という方法もあります。

井戸水提供の家

[R7/4/1現在]

- ・井戸水提供の家は、大規模災害に水不足となった時に、善意により井戸水が無償で提供してもらえる家です。
- ・井戸水は、生活用水(洗濯、掃除等)として利用してください。
- ・碧南市ウェブサイトにおいて、井戸水提供の家の所在地が地図上で確認できます。

No.	地区	井戸所在地	氏名・名称(敬称略)
1	新川	丸山町6丁目69番地	中谷
2	新川	六軒町3丁目56番地	井戸
3	新川	六軒町3丁目66番地	市古
4	新川	六軒町3丁目77番地	市古
5	新川	田尻町1丁目63番地	杉澤
6	新川	田尻町3丁目27番地	杉澤
7	新川	田尻町3丁目35番地	北野運輸株式会社
8	新川	田尻町3丁目45番地	平林
9	新川	松江町2丁目50番地	伊藤
10	新川	相生町1丁目71番地	横山
11	新川	相生町2丁目115番地	株式会社朋栄社
12	新川	相生町4丁目23番地	株式会社朋栄社
13	新川	松江町3丁目103番地	松江寺 榎戸明圓
14	新川	松江町3丁目110番地	鈴木
15	新川	松江町4丁目3番地	齋藤
16	新川	松江町4丁目53番地	小早川
17	新川	松江町4丁目74番地	荻原
18	新川	松江町6丁目54番地	鈴木
19	新川	松江町6丁目76番地	新川
20	新川	鶴見町2丁目73番地	神谷
21	新川	鶴見町2丁目110番地	池西時計店
22	新川	西山町2丁目35番地	藤井
23	新川	西山町7丁目16番地	原田
24	新川	山神町3丁目21番地	武島
25	新川	山神町5丁目76番地	樅山
26	新川	山神町8丁目26番地	板倉
27	新川	新川町2丁目32番地	永井
28	新川	山神町4丁目107番地4	片山
29	新川	浅間町2丁目31番地	笠原
30	新川	浅間町2丁目29番地	小酒井
31	新川	浅間町2丁目51番地	岡本
32	新川	浅間町2丁目61番地	磯村
33	新川	浅間町3丁目33番地	小島
34	新川	浅間町3丁目75番地	小島
35	新川	浅間町5丁目35番地	鈴木
36	新川	浅間町2丁目96番地	角谷
37	新川	千福町3丁目96番地	太田
38	新川	千福町5丁目34番地	小串
39	新川	竈田町2丁目10番地	岩野

No.	地区	井戸所在地	氏名・名称(敬称略)
40	新川	籠田町2丁目11番地	山田
41	新川	籠田町3丁目36番地	角谷
42	新川	籠田町3丁目174番地	角谷
43	新川	浜尾町2丁目50番地	加藤
44	新川	福清水町2丁目64番地	角谷
45	新川	鶴見町3丁目70番地	株式会社丸吾家具店
46	新川	堀方町3丁目30番地	岡本煉瓦株式会社
47	新川	東山町3丁目41番地	鈴木
48	新川	金山町3丁目63番地	杉浦
49	新川	金山町5丁目48番地	鈴木
50	新川	金山町6丁目27番地	鏑本
51	新川	東山町5丁目51番地	鏑本
52	新川	東山町5丁目78番地	高橋
53	新川	住吉町2丁目36番地3	守田
54	新川	山神町3丁目75番地	石川
55	新川	松江町4丁目37番地	石崎
56	新川	松江町4丁目18番地1	岡本
57	新川	鶴見町3丁目120番地	都築
58	新川	浅間町3丁目1番地	角谷
59	新川	東山町6丁目39番地	石川
60	中央	末広町3丁目17番地	奥谷
61	中央	宮後町3丁目22番地	角谷
62	中央	道場山町1丁目37番地	中本
63	中央	道場山町2丁目25番地	畔柳
64	中央	道場山町2丁目33番地	角谷
65	中央	道場山町3丁目17番地	芹ヶ野
66	中央	道場山町4丁目50番地	杉浦
67	中央	道場山町4丁目68番地	原田
68	中央	道場山町5丁目132番地2	角谷
69	中央	道場山町5丁目137番地	鈴木
70	中央	天王町3丁目83番地	加藤
71	中央	天王町5丁目88番地	加藤
72	中央	天王町6丁目52番地	梶川
73	中央	天王町6丁目83番地	岡田
74	中央	中山町1丁目64番地	井上
75	中央	中山町4丁目45番地	石川
76	中央	中山町5丁目5番地	井上
77	中央	尾城町5丁目22番地	榊原
78	中央	幸町4丁目61番地	生田
79	中央	中後町4丁目76番地	佐々木
80	大浜	中松町3丁目62番地	村上
81	大浜	中町1丁目26番地	織田
82	大浜	松本町116番地	磯貝
83	大浜	松本町149番地1	K&A Nexus 杉浦
84	大浜	錦町4丁目86番地	近藤
85	大浜	築山町2丁目43番地	村田

No.	地区	井戸所在地	氏名・名称(敬称略)
86	大浜	築山町1丁目35番地	加藤
87	大浜	西浜町4丁目16番地	磯貝
88	大浜	本郷町1丁目50番地	亀山
89	大浜	本郷町2丁目37番地	藤岡
90	大浜	羽根町1丁目43番地	佐野
91	大浜	羽根町1丁目43番地	佐野
92	大浜	宮町5丁目14番地	磯貝
93	棚尾	源氏町2丁目68番地	長田
94	棚尾	源氏町2丁目71番地	榊原
95	棚尾	源氏町3丁目76番地	寺部
96	棚尾	源氏町5丁目67番地	永坂
97	棚尾	弥生町3丁目132番地	高須
98	棚尾	棚尾本町2丁目9番地	永井
99	棚尾	若宮町6丁目6番地	石川
100	棚尾	棚尾本町2丁目14番地	齋藤
101	旭	鷺塚町1丁目30番地	小林
102	旭	鷺塚町3丁目104番地	榊原
103	旭	鷺林町4丁目5番地	杉浦
104	旭	鷺塚町4丁目54番地	藤田
105	旭	鷺塚町5丁目2番地	白井
106	旭	鷺林町2丁目65番地	杳名
107	旭	二本木町2丁目16番地	岡部
108	旭	笹山町6丁目61番地	神谷
109	旭	笹山町7丁目41番地	岡本
110	旭	新道町4丁目35番地	石川
111	旭	神有町5丁目101番地	山田
112	旭	神有町7丁目61番地	山田
113	旭	神有町3丁目73番地	片山
114	旭	旭町1丁目103番地	小林
115	旭	神有町4丁目70番地	片山
116	旭	東浦町1丁目20番地	伊藤
117	旭	日進町1丁目12	横山
118	旭	天神町1丁目26番地	山田
119	西端	雁道町4丁目1番地	株式会社五十鈴製作所(本館)
120	西端	雁道町4丁目1番地	株式会社五十鈴製作所(集会棟)
121	西端	長田町2丁目19番地1	鈴木
122	西端	半崎町2丁目17番地	鳥居
123	西端	半崎町2丁目20番地	神谷
124	西端	半崎町3丁目27番地	岩月
125	西端	半崎町3丁目28番地	神谷
126	西端	半崎町3丁目51番地	岩月
127	西端	半崎町4丁目76番地	天野
128	西端	白沢町1丁目20番地	宮本
129	西端	半崎町4丁目74番地	佐藤

No.	地区	井戸所在地	氏名・名称(敬称略)
130	西端	神田町1丁目16番地	森
131	西端	神田町1丁目28番地	鳥居
132	西端	神田町1丁目39番地	鳥居
133	西端	鳥追町1丁目22番地1	岩月
134	西端	上町5丁目65番地	新美
135	西端	吹上町1丁目66番地	鳥居
136	西端	吹上町2丁目2番地	鈴木
137	西端	吹上町2丁目38番地	加藤
138	西端	吹上町2丁目56番地	原田
139	西端	湖西町1丁目14番地	鳥居
140	西端	湖西町1丁目47番地	神谷
141	西端	湖西町1丁目60番地	田淵
142	西端	湖西町2丁目27番地	杉浦
143	西端	油渕町1丁目6番地	松光山 応仁寺
144	西端	油渕町1丁目56番地	加藤
145	西端	坂口町1丁目18番地	杉浦
146	西端	坂口町2丁目19番地	杉浦
147	西端	坂口町3丁目83番地	鳥居
148	西端	坂口町3丁目128番地	杉浦
149	西端	坂口町3丁目129番地	杉浦
150	西端	坂口町3丁目150番地	杉浦
151	西端	札木町1丁目61番地1	中園
152	西端	札木町2丁目4番地	深谷
153	西端	札木町2丁目34番地	石川
154	西端	札木町2丁目63番地	神谷
155	西端	札木町5丁目14番地	原田
156	西端	坂口町2丁目8番地	鳥居
157	西端	札木町3丁目51番地	杉浦
158	西端	札木町2丁目26番地	杉浦
159	西端	荒居町2丁目70番地	杉浦
160	西端	荒居町3丁目73番地	前田
161	西端	三度山町3丁目58番地	中根
162	西端	坂口町1丁目48番地	杉浦
163	西端	坂口町1丁目14番地	杉浦
164	西端	吹上町1丁目28番地	岩月

碧南市耐震関係補助制度

碧南市には、近い将来起こる可能性が高いと言われている「**南海トラフ地震**」の被害を軽減するために、様々な補助制度があります。

また、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して、無料の耐震診断と補助制度を行っています。

いずれの補助制度を受けるにも、まずは耐震診断が必要※となりますので、早めに耐震診断を行いましょう。

そして、補助制度を有効に活用していただき、住宅の耐震化をお願いします。

各種補助制度について、不明な点等ありましたらお気軽に建築課へお問い合わせください。

※解体は、「容易な耐震診断調査票」(R6.7.1～)でも代用可になりました。

非木造耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。

一戸建て: 上限9万円
集合住宅: 上限120万

木造耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。

無料

木造耐震改修

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。

上限135万円
(120万円から拡充)

非木造耐震改修

昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。

上限135万円
(120万円から拡充)



木造段階的耐震改修

木造耐震改修の費用の一部を段階的に補助する。

一段目: 上限60万円
二段目: 上限75万円
(60万円から拡充)

解体

昭和56年5月31日以前に着工された住宅の解体の費用の一部を補助する。

上限20万円

耐震シェルター

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。

耐震補強設計

無料の耐震診断よりも精密な耐震診断による耐震補強設計の費用の一部を補助する。

上限20万円
(新設)

代理受領制度

補助金の受け取り先を業者とすることで、業者への支払額を抑えることができる制度

[連絡先] 建築課建築行政係
TEL: 0566-95-9907(直通)
FAX: 0566-46-9456
MAIL: kentikka@city.hekinan.lg.jp

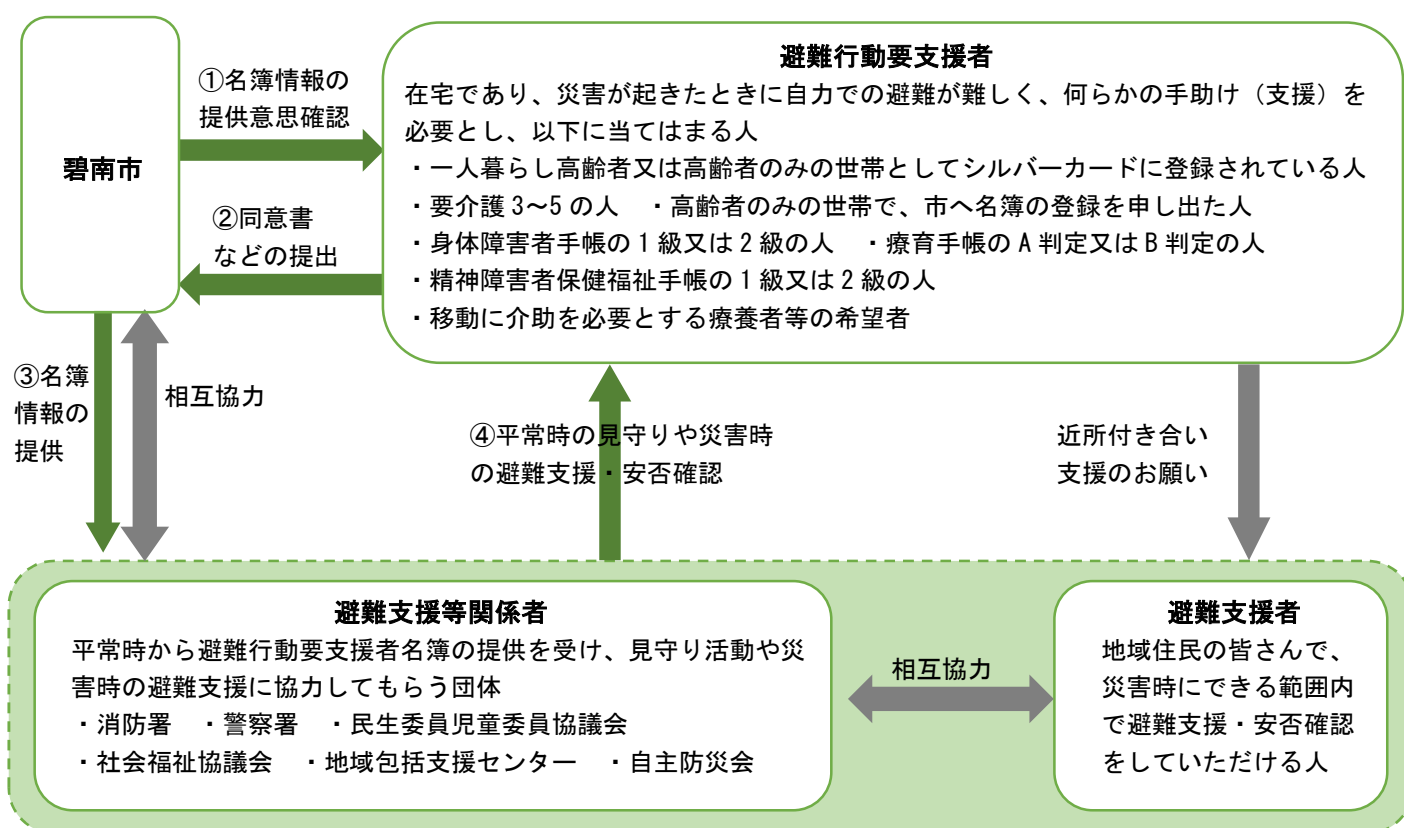
避難行動要支援者制度

市では、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、災害時の避難支援や安否確認に役立てるよう備えています。

▼避難行動要支援者名簿とは

一人暮らしの高齢者や重度の障害がある人など、災害時に何らかの手助けを必要とする人の名簿です。名簿を平常時から避難支援等関係者に提供するには、本人の同意が必要です。名簿は、避難支援等関係者や近所の人など地域の避難支援者が連携して支援を行うときに役立てられます。

▼避難行動要支援者制度の仕組み



▼名簿情報提供の同意

民生委員などの避難支援等関係者に事前に名簿を提供するためには同意が必要です。

避難行動要支援者の要件に該当された方や、これまでの同意調査において未回答の方は、毎年5～6月に調査票兼同書を送付します。書類が届いた方は、同封された返送用封筒にてご提出ください。

●災害時に備え、「わたしの避難計画」を作しましょう

現在、市では「避難行動要支援者名簿」情報の提供に同意された方に対し、災害時に「どこに避難するか」「避難の際に誰に支援してもらうか」「避難するときにどのような配慮が必要か」等をあらかじめ決めておく「わたしの避難計画」の作成もお願いしています。

[連絡先] 高齢介護課高齢福祉係（高齢者関係） TEL：0566-95-9888（直通）
福祉課社会福祉係（障害者関係） TEL：0566-95-9884（直通）

自主防災会連絡協議会Q & A

自主防災会組織・活動

No	質問	回答
1	複数の自主防災会を合併したい。	自主防災会の組織力強化や自主防災会における事務負担の軽減を目的に、自主防災会の合併を推奨します。委託金は、現在1自主防災会につき10万円となっていますが、今後、自主防災会を合併した場合は、現行の支給額を合算した額とします。 (令和7年2月21日に通知)
2	「自主防災会組織表」【様式1-3】について、組織表は作成例どおりでなければならないか。会長、副会長、監事などの役職はすべて必要か。	あくまで作成例を示しているだけであり、役職等組織は地区の自主防災会ごとに独自で編成してください。
3	自主防災活動委託料の受け入れ口座は、どの口座でも良いのか。	会計名義口座等地区から申し出のあった口座に振り込みます。
4	実際に大地震等が起こった時に、自主防災会として何をしたらいいのか。	まずは自分の命を守るのが第一、次に地域住民を守るとともに安否の確認、避難所への誘導、避難所に着いたら指示に従い避難所開設・運営を進めてください。
5	地区自主防災訓練においてAEDの使い方の指導をして欲しいときはどうすればいいのか。	「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】の「その他」欄にAED訓練を実施するため危機管理課職員の指導を希望すると記入してください。
6	地区自主防災訓練において可搬消防ポンプの使い方の指導をして欲しいときはどうすればいいのか。	日程や内容の調整は消防予備隊と直接行ってください。連絡先は、資料「自主防災会組織と消防予備隊との連携」を参考にしてください。
7	地区自主防災訓練においてAED、人形、水消火器等を借用したいときはどうすればいいのか。	AEDや人形は、「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】に記入していただければ、指導職員が当日持ち込みます。また、水消火器・的は、直接消防署(本署・北分署・東分署)に借用を申し込んでください。
8	地区自主防災訓練において、防災ボランティアに指導・協力をお願いするときはどうすればいいのか。	防災ボランティア連絡会に直接連絡をし、派遣を要請してください。決定後、「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】の「連絡事項等」欄に派遣依頼したことを記載してください。
9	地区の防災訓練参加者に配布するアルファ化米やクラッカー等の備蓄食料は配布してもらえるのか。	例年、賞味期限が切迫した非常食を希望する自主防災会に配布していますが、令和7年度は非常食の入れ替えが無いため、配布はありません。

10	委託料の使い道は。また、委託料が余った場合はどうなるのか。	地区の防災訓練における参加者の飲料や防災備蓄倉庫内の乾電池等使用期限がある消耗品の補充、新たな備品の購入等に充ててください。委託料が余った場合は、残額を返還していただきます。
11	炊き出し等でゴミが大量に出た。イベント申請するとクリーンセンターへの搬入費が無料になるのか。	無料になるのは清掃活動を行うものに限られるため、防災訓練で出たゴミは無料にはなりません。市からの委託費で搬入費を支出してください。 ※100kgまでは無料、超えた分は10kgごとに50円です。
12	自主防災会で研修旅行に行きたいが、市のバスを利用することはできるか。	市の事業ではないためできません。
13	町内会と自主防災会との違いは。	町内会長は、常日頃から住民の安心・安全に努めていただき、自主防災会長は、点検・訓練を行い、災害時においてリーダー的立場として、住民の安心・安全に努めていただきたいと思います。

提出書類

No	質問	回答
1	「自主防災会年間事業計画書」【様式2-3】にある参加人数欄への計上方法は。	ご自身の自主防災会に関連する参加人数を記入してください。他の自主防災会と合同で行う場合、他の自主防災会に関連する参加人数は含まないでください。
2	複数の訓練や点検を、同一の日に行う場合の「自主防災会年間事業計画書」【様式2-3】への記入方法は。	同一の日に行う場合でも、各項目にそれぞれ記入してください。 ※例:救命講習と防災備蓄倉庫(コンテナ)の点検を同一の日に行う場合、「2 防災備蓄倉庫(コンテナ)」の欄と「4 防災訓練」の欄にそれぞれ記入します。
3	「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】等、2つ以上の自主防災会が合同で実施する場合でも、各自主防災会で提出が必要か。	同一の内容であっても、自主防災会が異なるため、それぞれの自主防災会で別々に提出をしてください。
4	防災訓練を実施する1か月前に、「自主防災会防災訓練計画書」【様式2-4】を提出しなければならない理由は。	地区の訓練を計画する際、職員派遣や物品の借用等、直前では手配できないことがあるため、計画書は1か月前としています。
5	「ファーストミッションボックス(避難所開設の手順書)訓練実施報告書」【様式2-5】の記入方法は。	書類は、自主防災会名・実施場所を印字したものと、白紙の2種類をお渡ししています。 自主防災会と紐づけされた避難所での訓練(又は各種確認)は必須ですので、実施から1か月以内に書類を提出してください。

		この他に、自主防災会と紐づけされた避難所以外で訓練を実施した場合は、白紙の書類を用いて実施日から1か月以内に提出してください。
6	提出書類の様式のデータはもらえるか。	市ホームページからダウンロードできます。 ※碧南市ウェブサイト>メニュー>防災・安心・安全>自主防災会>自主防災会運営・活動様式

街頭消火器

No	質問	回答
1	街頭消火器で番号等の表示が消えている場合の対応は。	危機管理課に連絡していただければ修繕します。
2	街頭消火器の設置場所を変えたい場合はどうしたらよいか。	街頭消火器事業は、令和6年度より事業縮小していきます。そのため、設置場所変更の要望があった場合、令和6年度からは移設ではなく撤去の対応となります。危機管理課で撤去するので、連絡してください。
3	街頭消火器の使用期限がきたらどうするのか。	街頭消火器事業は、令和6年度より事業縮小していきます。そのため、使用期限に近づいたものから危機管理課が撤去していきます。
4	街頭消火器を点検した際、不備が発覚した際はどうするのか。	点検結果とともに危機管理課に連絡してください。
5	初期消火で消火器を使用した際等の粉末消火剤の補充はどうするのか。	危機管理課に連絡してください。市が回収、補填後元に戻します。

可搬消防ポンプ

No	質問	回答
1	可搬消防ポンプの点検や訓練の実施回数	自主防災会の負担軽減と、避難所の開設・運営に関する訓練の時間確保等の側面から、令和7年度以降は可搬消防ポンプの訓練や点検の依頼を廃止しているので、点検や訓練の回数は定めていません。なお、自主的な訓練等は、従前のとおり行っていただけます。 (令和7年2月21日に通知)
2	可搬消防ポンプ保管庫の近くに防火水槽はあるのか。	可搬消防ポンプ保管庫に、地区の水利一覧を記載した地図が配備してあります。地図にて確認してください。
3	可搬消防ポンプのバッテリーを更新したいが費用は自主防災会で支払うのか。	令和7年度からは危機管理課で対応します。不調等ありましたら連絡してください。 (令和7年2月21日に通知)

4	可搬消防ポンプのガソリンの入れ替えや補充は自主防災会が行うのか。	令和7年度からは危機管理課で対応します。不足等ありましたら連絡してください。 (令和7年2月21日に通知)
---	----------------------------------	--

防災備蓄倉庫(コンテナ)

No	質問	回答
1	南京錠は外れたが扉が開けられない。	扉は固いので、力を込めて開けてください。
2	鍵をもらっていない。	鍵は、前任者から引き継ぐことになっていますので、前任者に確認してください。
3	スペアキーを作成してよいか。	スペアキーの作成は差し支えありません。ただし、鍵の所在が不明とならないよう、管理は各自主防災会で責任をもって行ってください。また、作成したスペアキーについては、危機管理課まで報告してください。
4	防災備蓄倉庫(コンテナ)が自主防災会管轄の町内会から遠くにあり、使用に不便なため移設できないか。	防災備蓄倉庫(コンテナ)は、市内全域に均等に設置している目的などから、移設は難しいです。しかし、浸水想定エリア内からエリア外への移設、移設が自主防災会の総意である、移設の要望が自主防災会として複数年度にわたり継続している等の条件が整った場合に限り、移設の検討を行います。
5	消耗品は、訓練時に使用して良いか。	防災備蓄倉庫(コンテナ)内にあるものは、アルファ化米、クラッカー、保存水、毛布を除き自由に使用していただいて構いません。ただし、消耗品を使用した場合は、直ちに補充をお願いします。
6	資機材の点検は、地区であたればよいか。また、年間の点検回数は。	各自主防災会で、1年に1回以上の点検をお願いします。
7	防災備蓄倉庫(コンテナ)内に自主防災会独自の物品を置いてよいか。	市から配備している物品以外に、自主防災会独自の物品を置いても良いです。物品の場所が分かるように、整理整頓して置いてください。

ファーストミッションボックス(避難所開設の手順書)訓練

No	質問	回答
1	1年に1回以上の訓練実施とあるが、他の自主防災会と合同で訓練を行った場合の取扱い。	ファーストミッションボックス(避難所開設の手順書)訓練を実施した場合、訓練場所が紐づけされた避難所であるか否かに関わらず、訓練回数に加算して報告してください。「自主防災会年間事業計画書」【様式2-3】においては、「4」の欄に記入してください。

		なお、自主防災会と紐づけされた避難所で訓練を実施していない自主防災会は、少なくとも会長、副会長等の役員の皆さんは、担当避難所で①ファーストミッションボックス(避難所開設の手順書)の設置場所の確認、②資機材倉庫等の位置の確認、③キーボックスの開閉確認を実施し、「ファーストミッションボックス(避難所開設の手順書)訓練実施報告書」【様式2-5】に記入してください。
2	他の自主防災会と合同で訓練を行う場合の注意点は。	訓練会場を、毎年同じ場所で行わないようにしてください。各自主防災会と紐づけされた避難所で訓練が行えるように、会場を変更してってください。 ※例:3つの自主防災会が合同で訓練を行う場合、各自主防災会に紐づけされたA避難所、B避難所、C避難所での訓練を、3年の間に各1回以上行ってください。
3	訓練は行わずに、資機材倉庫等の位置確認やキーボックスの開閉確認だけの実施でも良いか。	他の自主防災会と合同で行う等により、訓練は行ってください。
4	訓練で消耗品を使用した、その補充は。	10万円の委託費で購入し、補充してください。

避難行動要支援者制度

No	質問	回答
1	昨年度の要支援者名簿を前任者から受け取っていない。	前任者に問い合わせ、受け取ってください。
2	災害が発生した際、要支援者の家の防災対策や必要な支援が分からない。確認のため回りたいが、どうしたらいいのか。	各地区の民生委員・児童委員と協力して要配慮者の安否確認を行ってください。
3	要支援者の高齢者世帯の選び方の基準は。	避難行動要支援者は、在宅で災害が起きた時に、自力での避難が難しく、何らかの支援(手助け)を必要とする方となっています。 ※担当：高齢介護課、福祉課
4	要支援者の安否確認はどのように行えばいいのか。	民生・児童委員と協力のうえ、地域の要配慮者の安否確認をお願いします。避難所での安否確認は行わなくて結構です。

委託費(10万円前払い金)

No	質問	回答
1	防災ボランティアや消防団へ謝礼を支払っていいか。	防災ボランティアや消防団には、碧南市から委託費を支払っているため、10万円の委託費から謝礼は支払わないようお願いします。
2	打合せや反省会等で、アルコールを類は購入していいか。	10万円の委託費から、アルコール類は購入しないでください。
3	打合せや反省会等を飲食店で実施し、その費用を委託費から支払っていいか。	打合せや反省会等の場合でも、飲食店への支払いは10万円の委託費から行わないでください。 なお、区民館等で打合せ等を実施した場合に、弁当を購入することは可能ですが、節度あるものとしてください。
4	委託費で複合機を購入していいか。	委託費で購入しないでください。 委託費は、その年度における自主防災会活動に対して支払いをしているため、自主防災会におけるヘルメット購入や医薬品等の消耗品購入は可能ですが、購入後に財産として残るような物品は購入しないでください。
5	区民館にあるAEDのバッテリー交換はどうすればいいか。	委託費で購入等しないでください。 区民館のAEDは宝くじのコミュニティ助成で、地域協働課を通して購入したものです。最初の購入は補助金が出るため市を通して行いましたが、消耗品は地区で購入する必要があります。

その他

No	質問	回答
1	碧南市自主防災会連絡協議会の会議資料は、会議出席者以外でも閲覧できるのか。	令和5年度から、個人情報を除いた形式の資料を、碧南市ウェブサイトに掲載しています。 今年度版の掲載は、6月以降の予定です。 ※碧南市ウェブサイト>メニュー>防災・安心・安全>自主防災会
2	他の自主防災会の年間事業計画は確認できるのか。	各自主防災会から提出された「自主防災会年間事業計画書」【様式2-3】をまとめたものを、碧南市ウェブサイトに掲載します。 今年度版の掲載は、6月以降の予定です。
3	他の自主防災会の訓練等を、実際に見学することは可能か。	見学先の自主防災会へ連絡いただき、了承が得られれば可能です。なお、各自主防災会の年間事業計画は、6月以降に碧南市ウェブサイトに掲載します。